

## 国有財産等売買契約書（案）

売出人 契約担当官秋田県警察会計担当官（以下「甲」という。）と買受人 ○○○○  
○○○○（以下「乙」という。）とは、次の条項により国有財産（回転翼航空機）等の売  
買契約を締結する。

（信義誠実の原則）

第1条 甲及び乙は、信義を重んじ誠実にこの契約を履行しなければならない。

（売買物件）

第2条 売買物件（以下「物件」という。）は、別紙1「航空機仕様書」のとおりとする。

（売買代金）

第3条 売買代金（以下「代金」という。）は、金○○○○○○○○円とする（うち消費  
税及び地方消費税相当額○○○○○○○○円）。

（内訳）

機体 ○○○○○○○○○円（うち消費税及び地方消費税相当額 ○○○○○○○○円）

物品 ○○○○○○○○円（うち消費税及び地方消費税相当額 ○○○○○○○○円）

消費税及び地方消費税相当額は、消費税法（昭和63年法律第108号）第28条第1項  
及び第29条並びに地方税法（昭和25年法律第226号）第72条の82及び第72条の83の規  
定に基づき算出した額である。

（契約保証金）

第4条 契約保証金は免除とする。

（代金の支払）

第5条 乙は、代金を、歳入徴収官の発行する納入告知書に定める納付期限内に、歳入徴  
収官に支払わなければならない。

2 乙は、自己の責めに帰すべき理由により、前項に定める代金の支払いを遅延したとき  
は、その遅延日数に応じ、代金に対し契約締結日の国の債権の管理等に関する法律施行  
令第29条1項本文に規定する財務大臣が定める率を定める告示（昭和32年大蔵省告示第  
8号）に定める率を乗じて計算した金額を遅延利息として、甲に支払わなければならない。

3 前項の規定により算定した遅延利息の額が100円未満であるときは、遅延利息を支払  
うことを要せず、その額に100円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるもの  
とする。

（所有権の移転）

第6条 物件の所有権は、乙が代金を納付した時に甲から乙に移転するものとする。

（物件の引渡し）

第7条 乙は第5条により納付した領収証書の写しを速やかに甲に提出すること。また物

件の引き取りに当たっては、別紙2「引渡仕様書」に基づき、令和5年12月27日（水）までに引き取りを完了しなければならない。

2 物件の引き取り等に要する全ての費用は乙の負担とする。

（危険負担）

第8条 乙は、本契約締結の時から物件の引渡しの時までにおいて、当該物件が、甲の責めに帰することができない事由により滅失又は毀損した場合には、甲に対して代金の減免を請求することができない。

（かし担保責任）

第9条 乙は、本契約締結後、物件に隠れたかしのあることを発見しても、甲に対し契約金額の減免若しくは損害賠償の請求又は契約の解除をすることができない。

（契約の解除及び違約金）

第10条 甲は、自己の都合により、物件の引渡しの時までにおいて、この契約の全部又は一部を解除することができる。

2 甲は、乙がその債務を履行しない場合において、期間を定めてその履行を催告し、その期間内に履行がないときは、この契約の全部又は一部を解除することができる。

3 甲は、乙が次の各号の一に該当する場合、前項の催告をすることなく、この契約の全部又は一部を解除することができる。

(1) 乙に以下の事由が生じた場合

① 仮差押、仮処分、強制執行若しくは競売の申立を受け、手形交換所の取引停止処分若しくは租税公課の滞納処分があり、又はこれらの申立若しくは処分を受けるべき事由を生じた場合

② 手形、小切手の不渡りを生じ、支払停止の状態に陥り、又は破産、民事再生手続、会社更生手続等の申立を受け、若しくは自ら申し立てた場合

③ 営業停止又は営業免許若しくは営業登録の取消等の行政上の処分を受けた場合

(2) 乙が第11条第1項に該当する場合

(3) 乙が第20条に規定する暴力団排除条項第1条又は第2条に該当する場合

(4) 前各号のほか、乙が民法（明治29年法律第89号）第542条第1項又は第2項の各号に該当する場合

4 甲は、第2項及び第3項に該当する場合、違約金として代金の100分の10に相当する金額を乙より徴収する。

5 甲は、第3項第4号の場合において、乙の責めに帰することのできない事由によるものと認めるときは、前項の違約金の徴収を免除することができる。

（私的独占又は不当な取引制限等に伴う解除）

第11条 甲は、この契約に関し、乙が次の各号の一に該当するときは、この契約の全部又は一部を解除することができる。

(1) 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人（乙又は乙の代理人が法人の場合にあっては、その役員又は使用人。以下同じ。）に対し、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第7条又は同法第8

条の2（同法第8条第1号若しくは第2号に該当する行為の場合に限る。）の規定による排除措置命令を行ったとき、同法第7条の2第1項（同法第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による課徴金の納付命令を行ったとき、又は同法第7条の4第7項若しくは同法第7条の7第3項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。

(2) 乙又は乙の代理人が刑法（明治40年法律第45号）第96条の6若しくは同法第198条又は独占禁止法第89条第1項若しくは同法第95条第1項第1号の規定による刑の容疑により公訴を提起されたとき（乙の役員又はその使用人が当該公訴を提起されたときを含む。）。

2 乙は、本契約に関して、乙又は乙の代理人が独占禁止法第7条の4第7項又は同法第7条の7第3項の規定による通知を受けた場合には、速やかに、当該通知文書の写しを甲に提出しなければならない。

（私的独占又は不当な取引制限等に伴う違約金）

第12条 乙は、次の各号に該当する場合、甲が本契約の全部又は一部を解除するか否かにかかわらず、違約金（損害賠償額の予定）として代金の100分の10に相当する額を甲が指定する期日までに支払わなければならない。

(1) 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対し、独占禁止法第7条又は同法第8条の2（同法第8条第1号若しくは第2号に該当する行為の場合に限る。）の規定による排除措置命令を行い、当該排除措置命令が確定したとき。

(2) 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対し、独占禁止法第7条の2第1項（同法第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による課徴金の納付命令を行い、当該納付命令が確定したとき。

(3) 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対し、独占禁止法第7条の4第7項又は同法第7条の7第3項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。

(4) 乙又は乙の代理人が刑法第96条の6若しくは同法第198条又は独占禁止法第89条第1項若しくは同法第95条第1項第1号の規定による刑が確定したとき。

2 乙は、前項第4号に規定する場合に該当し、かつ次の各号の一に該当するときは、前項の代金の100分の10に相当する額のほか、代金の100分の10に相当する額を違約金として甲が指定する期日までに支払わなければならない。

(1) 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対し、独占禁止法第7条の2第1項（同法第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。）及び第7項の規定による納付命令を行い、当該納付命令が確定したとき。

(2) 当該刑の確定において、乙が違反行為の首謀者であることが明らかになったとき。

3 乙は、契約の履行を理由として、前各項の違約金を免れることができない。

4 第1項及び第2項の規定は、甲に生じた実際の損害の額が違約金の額を超過する場合において、甲がその超過分の損害につき賠償を請求することができる。

5 乙が第1項及び第2項に規定する違約金を甲の指定する期日までに支払わないときは、乙は、期日の翌日から起算して支払の日までの日数に応じ、違約金に対して契約締

結日の国の債権の管理等に関する法律施行令（昭和31年政令第337号）第29条第1項に規定に基づき財務大臣が定める率を乗じて計算した金額を遅延利息として、甲に支払わなければならない。

（損害賠償）

第13条 甲は、乙の契約不履行によって損害を受けた場合は、乙に対し、第10条第4項、第12条第1項及び第2項の違約金とは別にその損害を賠償させることができる。ただし、乙の責めに帰することができない事由によるものであるときは、この限りではない。

2 乙は、第10条第1項による解除のため損害を生じた場合は、甲の解除の意思表示を受領した日より30日以内に、甲にその損害の賠償を請求することができる。ただし、甲が、乙の同意を得て解除した場合はこの限りではない。

3 甲は、前項の請求を受けた場合、その損害を賠償することができる。

（不当介入に関する通報・報告）

第14条 乙は、自らが、暴力団、暴力団員、暴力団関係者等の反社会的勢力から不当要求又は業務妨害等の不当介入（以下「不当介入」という。）を受けた場合は、これを拒否し、速やかに不当介入の事実を甲に報告するとともに、警察への通報及び捜査上必要な協力を行うものとする。

（返還金）

第15条 甲は、第10条第1項から同条第3項に定める解除権を行使したときは、乙が支払った代金を返還する。ただし、当該返還金には利息を付さない。

2 甲は、解除権を行使したときは、乙の負担した契約の費用は返還しない。

3 甲は、解除権を行使したときは、乙が物件に支出した必要費、有益費その他一切の費用は償還しない。

（乙の原状回復義務）

第16条 乙は、甲が解除権を行使したときは、甲の指定する期日までに物件を原状に回復して返還しなければならない。ただし、甲が物件を原状に回復させることが適当でないと認めたときは、現状のまま返還することができる。

2 乙は、前項ただし書の場合において、物件が滅失又は毀損しているときは、その損害賠償として契約解除の時価により減損額に相当する金額を甲に支払わなければならない。また、乙の責に帰すべき事由により甲に損害を与えている場合には、その損害に相当する金額を甲に支払わなければならない。

（損害賠償）

第17条 甲は、乙が本契約に定める義務を履行しないため損害を受けたときは、その損害の賠償を請求できる。

2 甲又は乙が自己の責めに帰すべき理由により相手方に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

3 この場合における賠償額は、甲乙協議して定めるものとする。

（返還金の相殺）

第18条 甲は、第15条第1項の規定により代金を返還する場合において、乙が前条に定め

る損害賠償金を甲に支払うべき義務があるときは、返還する代金の全部又は一部と相殺する。

(機密の保持)

第19条 甲及び乙は、互いにこの契約の履行に際し知り得た相手方の秘密を第三者に漏らし、又は利用してはならない。

(暴力団の排除)

第20条 乙は、本契約の履行に当たっては、別添「暴力団排除条項」を遵守しなければならない。

(費用の負担)

第21条 本契約の締結及び履行等に関して必要な費用は、乙の負担とする。

(管轄裁判所)

第22条 この契約に関する訴訟の第一審管轄裁判所は、秋田地方裁判所のみとする。

(協議事項)

第23条 この契約に定めのない事項又はこの契約について疑義が生じた事項については、甲乙協議して定めるものとする。

上記の契約の締結を証するため、本契約書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

令和〇年〇月〇日

甲 秋田県秋田市山王四丁目1番5号  
契約担当官  
秋田県警察会計担当官 森田 正敏

乙 住所

氏名

### 暴力団排除条項

(属性要件に基づく契約の解除)

第1条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

- (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

(行為要件に基づく契約の解除)

第2条 甲は、乙が自ら又は第三者を利用して次の各号のいずれかに該当する行為をした場合は、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

- (1) 暴力的な要求行為
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
- (3) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
- (4) 偽計又は威力を用いて甲又はその職員の業務を妨害する行為
- (5) その他前各号に準ずる行為

(表明確約)

第3条 乙は、前2条各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ、将来においても該当しないことを確約する。

2 乙は、前2条各号のいずれかに該当する者（以下「解除対象者」という。）を下請負人等（下請負人（下請が数次にわたるときは、全ての下請負人を含む。）及び再受託者（再委託以降のすべての受託者を含む。）並びに乙、下請負人又は再受託者が当該契約に関して個別に契約する場合の当該契約の相手方をいう。以下同じ。）としないことを確約する。

(下請負契約等に関する契約の解除)

第4条 乙は、契約後に下請負人等が解除対象者であることが判明したときは、直ちに当該下請負人等との契約を解除し、又は下請負人等に対し契約を解除させるようにしなげ

ればならない。

- 2 甲は、乙が下請負人等が解除対象者であることを知りながら契約し、若しくは下請負人等の契約を承認したとき、又は正当な理由がないのに前項の規定に反して当該下請負人等との契約を解除しないとき、若しくは下請負人等に対し契約を解除させるための措置を講じないときは、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

(損害賠償等)

第5条 甲は、第1条、第2条及び前条第2項の規定により本契約を解除した場合は、これにより乙に生じた損失について、何ら補償することは要しない。

- 2 乙は、甲が第1条、第2条及び前条第2項の規定により本契約を解除した場合において、甲に損害が生じたときは、その損害を賠償するものとする。

(不当介入に関する通報・報告)

第6条 乙は、自ら又は下請負人等が、暴力団、暴力団員、暴力団関係者等の反社会的勢力から不当要求又は業務妨害等の不当介入（以下「不当介入」という。）を受けた場合は、これを拒否し、又は下請負人等をして、これを拒否させるとともに、速やかに不当介入の事実を甲に報告するとともに、警察への通報及び捜査上必要な協力を行うものとする。